

聖籠町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例第15号

聖籠町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和55年聖籠町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「企業」を削る。

第4条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与の種類及び基準）

第4条 職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第22条の2第1項の規定により任用された職員の給与の種類及び基準は、聖籠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年聖籠町条例第11号）の規定の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。